

15. 東北学院大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修等に関し必要な事項を定める。

(授業科目の種類及び期間)

第2条 授業科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の授業
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結の授業
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結の授業
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(開講基準)

第3条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、特段の事情がある場合に限り、特定の科目を開講しないことがある。

(科目の種類)

第4条 科目の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 必修科目 単位の修得が必須である科目
- (2) 選択必修科目 指定の科目群から選択し、単位を修得する必要がある科目
- (3) 選択科目 前2号に定める科目以外で進級要件及び卒業要件の単位数に算入される科目
- (4) 進級・卒業要件外科目 進級要件及び卒業要件の単位数に算入されない科目

(履修登録)

第5条 履修登録は、学年の始めに行わなければならない。

- 2 正当な理由がなく、定められた期間内に履修登録を行わない者は、授業等を受講することができない。
- 3 同一名称授業科目を同時に2つ以上履修登録することはできない。
- 4 開講キャンパスが異なる授業を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 土樋・五橋キャンパス内での移動を要する場合は、前項を適用しない。
- 6 確定した履修登録は、次条及び第7条に定める期間以外に変更することができない。
- 7 既修得科目について、履修登録することはできない。
- 8 在籍する学年次より上位学年次に配当されている科目は、履修登録することができない。

(履修登録の修正)

第6条 前条の規定により行われた履修登録は、次項で定める期間に修正することができる。ただし、通年科目の修正は、前期のみ行うことができるものとする。

- 2 修正登録の期間は、各授業開講期の開始日からおおむね1週間後に設けるものとする。

(GPA制度における履修辞退)

第7条 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、履修辞退科目の取扱いについては東北学院大学GPAに関する取扱い要項に定める。

(履修登録単位上限)

第8条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、次のとおりとする。

	第1学年次	第2学年次・第3学年次		第4学年次
		前年度年間GPA 3.0未満	前年度年間GPA 3.0以上	
2023年度以降入学(教育学科を除く)	40	40	44	46
2023年度以降入学(教育学科)	44	44	46	46

- 2 次に掲げる科目は、前項に定める単位数に含まない。

- (1) ベーシック英語
- (2) ベーシック数学
- (3) ベーシック物理学
- (4) 学則別表第2「教育職員免許状の教科に関する科目」区分に含まれる科目

(5) 学則別表第3から別表第4の4までに含まれる科目

(6) 第12条に基づき単位認定された科目

(受講の制限)

第9条 授業は、抽選、グループ指定等により受講人数の制限をする場合がある。

2 授業は、内容の都合等により受講資格の制限を行う場合がある。

3 前項を適用する科目については、各学部が定めるものとする。

4 第1項に該当する科目は、原則として第6条第2項に定める期間に追加登録できない。

5 第2項に該当する科目に関し、第6条第2項に定める期間での追加登録の可否は各学部が定めるものとする。

(転学部・転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第10条 転学部・転学科、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

第11条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第12条 本学が指定する外国語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請手続きを行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、所定の外国語科目のうち未履修科目について、所定の単位を与えることができる。この場合における英語科目の成績評価及び選択外国語科目の認定は、別表に基づき行う。

2 前項に定める申請は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定により修得した単位は、学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 文学部英文学科及び教育学科に在籍する学生は、英語科目の単位認定の対象から除く。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定める科目の単位として4単位まで読み替えることができる。

(1) 日本語ⅠA 外国語科目第1類「英語ⅠA」1単位

(2) 日本語ⅠB 外国語科目第1類「英語ⅠB」1単位

(3) 日本語ⅡA 外国語科目第1類「英語ⅡA」1単位

(4) 日本語ⅡB 外国語科目第1類「英語ⅡB」1単位

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、各学部の履修細則に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 この規程は、2023年度以降入学生から適用する。ただし、第6条及び第7条については、その限りでない。

附 則 (令和5年9月6日改正第181号)

この規程は、2023年9月6日から施行し、2023年4月1日から適用する。

別表 (第12条第1項及び第2項関係)

英語科目

試験名称	成績評価への換算スコア (上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB)			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140－	147－	153－	160－
実用英語技能検定(一次＋二次)	2級 (1980－)	2級 (2088－)	2級 (2196－)	準1級 (2304－)
GTEC	960－	1037－	1113－	1190－
IELTS	4.0－	4.5－	5.0－	5.5－
TEAP	225－	253－	281－	309－
TEAP CBT	420－	480－	540－	600－
TOEFL iBT	42－	52－	62－	72－
TOEIC(L&R)／TOEIC(S&W)	790－	891－	994－	1095－

※上記試験による認定は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定されたものに限る。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなす。

※上記試験による認定の申請は在学中1度のみとし、外国語科目第1類のうち未履修科目2単位まで認定することができる。

選択外国語科目

言語	語学検定の種類	成績	認定される授業科目 (単位数)	認定申請の対象となる授業科目(単位数)		主催機 関名	備考
ドイツ語	ドイツ語 技能検定	4 級合格	①の 2 単位	①	ドイツ語ⅠA(2)	公益財 団法人 ドイツ語 学文学 振興会	この試験に よる認定 は、申請を 受け付ける 月の1日か ら遡って 48 か月以内に 認定された ものに限る
		3 級合格	①②から 4 単位まで	②	ドイツ語ⅠB(2)		
		2 級合格	①～③から8単位まで	③	ドイツ語ⅡA(1)		
					ドイツ語ⅡB(1)		
					ドイツ語コミュニケーション A(1)		
					ドイツ語コミュニケーション B(1)		
		準 1 級 以上合格	①～④から 10 単位まで	④	ドイツ語ⅢA(1)		
ドイツ語ⅢB(1)							
フランス 語	実用フラン ス語技能 検定	4 級合格	①の 2 単位	①	フランス語ⅠA(2)	公益財 団法人 フランス 語教育 振興協 会	
		3 級合格	①②から 4 単位まで	②	フランス語ⅠB(2)		
		準 2 級 合格	①～③から8単位まで	③	フランス語ⅡA(1)		
					フランス語ⅡB(1)		
					フランス語コミュニケーション A(1)		
					フランス語コミュニケーション B(1)		
		2 級以上 合格	①～④から 10 単位まで	④	フランス語ⅢA(1)		
	フランス語ⅢB(1)						
	DELF	A1	①②から 4 単位まで	①	フランス語ⅠA(2)	フランス 国民教 育省	
				②	フランス語ⅠB(2)		
		A2	①～③から8単位まで	③	フランス語ⅡA(1)		

					フランス語ⅡB(1)			
					フランス語コミュニケーション A(1)			
					フランス語コミュニケーション B(1)			
		B1 以上合格	①～④から 10 単位まで	④	フランス語ⅢA(1)			
		フランス語ⅢB(1)						
中国語	中国語検定試験	4 級合格	①から 2 単位まで	①	中国語ⅠA(2)	一般財団法人 日本中国語検定協会	この試験による認定は、申請を受け付ける月の1日から遡って 24 か月以内に認定されたものに限る	
					中国語ⅠB(2)			
		3 級合格	①②から 4 単位まで	②	中国語ⅡA(1)			
					中国語コミュニケーション A(1)			
		2 級以上合格	①～③から 6 単位まで	③	中国語ⅡB(1)			
					中国語コミュニケーション B(1)			
	漢語水平 考 試 (HSK)	3 級合格	①から 2 単位まで	①	中国語ⅠA(2)	中国 政府 教育 部		
					中国語ⅠB(2)			
		4 級合格	①②から 4 単位まで	②	中国語ⅡA(1)			
					中国語コミュニケーション A(1)			
5 級以上合格		①～③から 6 単位まで	③	中国語ⅡB(1)				
				中国語コミュニケーション B(1)				
韓国・朝鮮語	ハングル能力検 定 試 験	4級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ A(2)	NPO 法人 ハ ン グ ル 能 力 検 定 協 会	この試験による認定は、申請を受け付ける月の1日から遡って 48 か月以内に認定されたものに限る	
					韓国・朝鮮語Ⅰ B(2)			
		3級合格	①から4単位まで、②から2単位までのどちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語Ⅱ A(1)			
					韓国・朝鮮語Ⅱ B(1)			
		準2級以上合格	①から4単位まで、②から4単位までのどちらか一方を選択		韓国・朝鮮語コミュニケーションA(1)			
					韓国・朝鮮語コミュニケーションB(1)			
	韓国語能力試験 (TOPIK)	2級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ A(2)	大韓民 国教育 部・国立 国際教 育院		申請を受け付ける月の1日から遡って 24 か月以内に認定されたものに限る
					韓国・朝鮮語Ⅰ B(2)			
		3級合格	①から4単位まで、②から2単位までのどちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語Ⅱ A(1)			
					韓国・朝鮮語Ⅱ B(1)			
		4級以上合格	①から4単位まで、②から4単位までのどちらか一方を選択		韓国・朝鮮語コミュニケーションA(1)			
					韓国・朝鮮語コミュニケーションB(1)			

※上記試験による認定は、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなす。

○単位制度とは

大学設置基準で 1 単位は 45 時間の学習を必要とするとあります。2 単位であれば 90 時間です。
 本学は 1 時限を 2 時間の授業時間と定めていますので、15 回で 30 時間となります。
 つまり、2 単位であれば 90 時間から 30 時間を引いた 60 時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15 回の授業ですから、1 回につき予習 2 時間、復習 2 時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。